

行政ほっかいどう

89.11



☆ 行政書士ネームプレートを着用しよう

☆ 行政書士の記名押印を励行しよう

北海道行政書士会



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は使命に徹し名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



目次

< 業務資料 >

- 雇用保険法における被保険者の資格取得及び喪失する日……………副会長 米倉 博…………… 3
- 商法第 406 条ノ 3 条第 1 項の届出に関する公告 …………… 4
- 平成元年度行政書士全国研修会の概要……………理事（業務研修部担当）佐藤隆一…………… 5
- 全国監察担当者協議会に出席して……………理事（監察部担当）中尾道信…………… 8
- 職域の侵害を排し、土業の発展を……………総務部…………… 8
- “秋田会会長一行が来道”……………総務部長 阿部力男…………… 10
- 三支部研修会を訪ねて……………会報編集委員 滝沢俊行…………… 11
- 会員名簿作成に伴う調査について……………総務部…………… 13
- 全道監察担当者会議の開催……………会報編集委員 安藤寿建…………… 14
- 全国広報担当者協議会から……………企画部長 坂下 尊…………… 15

< お知らせ >

- 支部のうごき …………… 16
- 本会の主要行事 …………… 17

雇用保険法における被保険者の資格 取得及び喪失する日について

副会長 米 倉 博

I. 被保険者資格取得する日

雇用保険法第4条1項において「この法律において被保険者とは適用事業に雇用される労働者であって、6条各号に掲げる者以外のものをいう」と定義されている。

ここでの労働者とは労働基準法第9条で定める者、即ち使用従属関係にある者、(自己の労働力の提供を負担しているもの)に限らず労働組合法第3条で定める者、即ち事業主に雇用されることによって生活しようとする者で、現に使用従属関係にない者も含めて労働者と解されている。

雇用保険法の被保険者となる要件は、①労働者であること(6条各号に掲げるものは除く)②適用事業に雇用されることが必要とされている。②の雇用される関係とは、民法第623条の雇用関係のみでなく労働者が事業主の支配を受けて、その規律の下に労働を提供し、その提供した労働の対償として賃金、給料その他これに準ずるものの支払を受けている関係をいう。

雇用関係の存在については、契約の形式等だけでなく、実態に応じて総合的実態的に判断すべきである。従って、一定の例外(6条)を除き適用事業所に雇用される労働者であれば、その者または事業主の意思の如何にかかわらず、法律上当然被保険者となる強制保険方式を採用している。

ところで、適用事業所に雇用される労働者が被保険者となる最初の日はいつの時点であるか。

雇用保険法第7条において「被保険者となったこと」とあるのは、一般に当該労働者が雇い入れられた日である。この場合の「雇い入れられた日」とは、雇用契約の成立の日を意味するものではなく、雇用契約に入った最初の日、即ち、被保険者資格の基礎となる当該雇用契約に基づき労働を提供すべきこととされている最初の日をいう。

(行政手引20551)従って、被保険者となる最初の日は、労働者が労働力を使用者に提供しなければならない日であるから、その日が現実の労働の提供がなかったとしても、その債務不履行によって起る諸問題は、雇用契約の内容に基づいて現実の労働ができなかった理由(最初の日が休日であったり、労働者の都合であったりする場合)によって生ずるものであって、その不就労自体によって被保険者となる資格に影響されるものではないと思われる。

II. 被保険者資格を喪失する日

雇用保険法第4条2項において「この法律において離職とは被保険者について、事業主との雇用関係が終了することをいう。」と規定されている。『事業主との雇用関係

が終了』するとは、事業主と労働者との間に雇用契約等の労働関係が法律上も事実上も存在しなくなることであり、その原因や形式の如何は問わない。具体的には解雇、契約期間の満了、退職の申込み、労働者の死亡、定年等により雇用関係が終了することである。(有泉、中野、社会保障関係法5)このような具体的事実が存する場合に雇用関係が終了する。本条2項はこれを離職と定義する。従って、雇用関係が継続しているか否かは、賃金の支払の有無、現実の労働提供の有無(労基法39条、26条、欠勤など)によって判断するのではなく、上に例示したごとく事実が事業主、労働者間に存在するか否かである。行政手引においても、『長期欠勤している場合であって賃金の支払を受けると否とを問わず雇用関係が存続する限り被保険者となる』(手引番

号20352)

そこで、被保険者資格を喪失する日はいつかである。雇用保険法第7条による「被保険者でなくなったこと」とは行政手引によると『被保険者は、死亡した日又は離職(上の例示などによる雇用関係の終了日)した日の翌日から被保険者資格を喪失する』(手引番号20601)しかし労働者が雇用関係を継続したまま、或いは事業所に在籍のまま、被保険者であるものが被保険者とならなくなる場合がある。例えば、使用人兼務役員が使用人の地位を失なった場合、短時間就労者(1週22時間未満)となったような場合の資格喪失の日は当該事実のあった日とされている。

「業務の処理、研修には
専門者名簿の活用を!!」

——官報から——

商法第406条ノ3第1項の届出に関する公告

〈平成元年10月2日付第203号〉

—企画部—

商法第406条ノ3第1項の届出に関する公告

◎参考 商法第406条ノ3(休眠会社の解散)

本日現在において最後の登記後5年を経過している株式会社は、まだ営業を廃止していないときは、商法第406条ノ3第1項の届出に関する規則(昭和49年法務省令第26号)で定めるところにより、本店の所在地を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。本日から2月内にその届出がなく、また登記もされないときは、その株式会社は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

第406条ノ3 最後ノ登記後5年ヲ経過シタル会社ハ本店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ニ未ダ営業ヲ廃止セザル旨ノ届出ヲ為スベキ旨ヲ法務大臣ガ官報ヲ以テ公告シタル場合ニ於テ其ノ公告ノ日ニ既ニ最後ノ登記後5年ヲ経過シタル会社が同日ヨリ2月内ニ命令ヲ以テ定ムル所ニ依リ其ノ届出ヲ為サザルトキハ其ノ会社ハ其ノ

平成元年10月2日 法務大臣 後藤 正夫

◆「行政書士 頼んで安心 道ひらけ」

期間満了ノ時ニ解散シタルモノト看做ス
但シ其ノ期間内ニ登記ヲ為シタル会社ニ
付テハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ノ公告アリタルトキハ登記所ハ同項
ノ会社ニ対シ其ノ公告アリタル旨ノ通知

ヲ発スルコトヲ要ス

③第1項ノ規定ニ依リ解散シタルモノト看
做サレタル会社ハ其ノ後3年内ニ限り第
343条ニ定ムル特別決議ニ依リテ会社ヲ
継続スルコトヲ得

平成元年度行政書士全国研修会の概要

理事(業務研修部担当) 佐藤隆一

1. 日時 平成元年10月17日～20日
2. 場所 日本行政書士会館
3. 主催 日本行政書士会連合会
4. 参加者

全国の単位会より150余名と連合会担当
役員が出席、当会から業務研修部の柴田政
夫理事と同佐藤隆一理事が受講しました。
尚、十勝支部の斎藤英雄先生が個人の立場
で出席されました。

開講式が簡単に行なわれ、直ちに講演に
入った。

「行政書士法及び高度情報化社会に対応
した行政書士のあり方」

講師 自治省行政局行政課
課長補佐 佐藤誠一郎

「都市計画法及び開発許可制度」

講師 建設省建設経済局宅地開発課
民間宅地指導室課長補佐 内田 要

- ・第2日目(9:00～17:00)

「VANシステムと行政書士業務」

講師 日本電気(株)情報処理第2
流通・サービスシステム事業部
第3営業部長代理 青柳六郎太
「農地法及び農地転用許可」

講師 農林水産省構造改善局農政部
農政課 課長補佐 渡辺 章
「医療法及び医療法人設立認可」

講師 厚生省健康政策局指導課
課長補佐 二川 一男

- ・第3日目(9:00～17:00)

「経営状況分析手続きと実務」
講師 (財)建設業情報管理センター
企画業務部 次長 松本 勲

「風営適正化法及び風俗営業許可」
講師 警察庁刑事局保安部保安課
警察庁警部 田嶋 和男

「宅地建物取引業法及び宅建業免許」
講師 建設省建設経済局不動産課
課長補佐 藤田 博

- ・第4日目(9:00～11:30)

「出入国管理及び難民認定法と永住許可」

◆ (ここ一番 頼りになるやつ 行政書士)

講師 法務省入国管理局総務課

課長補佐 山神 進

以上9科目の講義で、講義終了後閉講式があり、全日程受講者105名に対し修了証書が贈られ4日間の研修会が終った。なお研修会の詳細は、「月刊日本行政」をご覧ください。戴くこととして、この研修会に出席して特に考えさせられた点として、「行政書士法及び高度情報化社会に対応した行政書士のあり方」の講義を中心にして報告致します。

講師 自治省行政局行政課

課長補佐 佐藤誠一郎

今日、行政書士を取り巻く情勢は、きわめて厳しいものがあります。行政書士の将来、業務のあり方、方向性を考えるとき、大きな経済の流れ（世界及び日本）の中で、判断し取り組まなければなりません。

厳しい環境とは、①として新行革審での論議があります。

今迄の行政審でも、「なぜ行政書士制度が必要なのか」が常に問われていますし、過去には、資格制度の検討の中で「行政書士」の固有名詞まで出て論議になったことがあります。

全ての資格制度に付いて言えることですが、資格制度により業務の独占化を認めているのは、国民に対し、「均質化されたサービスと無用のトラブルを起ささない」ところにあります。「資格がなくともサービスは均質化される」あるいは、「資格があっても均質化のサービスが提供できない」と言うことになれば、資格制度の必要がなくなると言うことです。

また、OA化により事務の簡素化の状況にあります。このことは、書類等の作成

について誰にでも出来る状況が出てきます。総てが、OA機器で処理出来るものではありませんが、部分的には、資格の有無が問われないが出てくると言うことです。

②として、自動車業界の車庫証明に代表される他業界からの侵略があります。

③として、郵便局の業務拡大戦略があります。

郵政省では、全国2,400箇所の郵便局の活性化を促す目的で、学識経験者を交えた懇談会を設けて検討を行ない、「地域における公的機能」と題して、「地域に密着した公的機関として、地域住民の多様化したニーズに応えるため、住民票、免許証、パスポートの交付等、国、地方公共団体の窓口業務を代行し、地域住民のための多機能端末としての機能を充実させる……」と行っています。

このことは、行政書士の類似業務を行なうと言うことですが、市町村と連携し、省令を改正し付随業務の拡大として、既に住民票、戸籍謄本の郵送受付窓口として実施に移されています。

以上のような講義がありました。具体的にどうするかについて、「行政書士の専門化」「業際化を進めることによるパイの拡大」等若干の問題提起もありましたが、行政書士である私達自身が考えなければならぬことです。

行政書士の取り扱う3,000業種以上もある書類作成について、全ての行政書士が、「均質化されたサービスの提供」が出来るということにはならないでしょう。

しかし、行政書士に「均質化されたサービスの提供」が求められているとしたら、行政書士の専門化は、避けられない方向で

◆「行政書士 頼んで安心 企業のアドバイザー」

しょう。

現在、本会として進めている、専門者の名簿化とは、ニュアンスを異にしますが、佐藤行政課長補佐が言われるように、行政書士が会に専門業務を登録することが必要なかもしれません。

これから皆で論議することですが、それは、瞬時に検索が可能なVANシステムの普及により可能になるでしょう。

難問山積ではありますが、税理士会が、VANシステムとして法令通達などの情報サービスを開始したように、行政書士会としてもVANシステムについての検討を早急に進めることが必要でしょう。

次のメモ的ですが「経営状況分析手続きと実務」の講義の中で、注意事項がありましたのでその分について報告します。

1. 申請書類のうち財務諸表のミス事例
 - ① 税理士等が作成した決算書から建設業法様式の財務諸表への転記ミス、特に勘定科目間のミス。
 - ② 記載金額の端数処理ミス。→〔千円未満切り捨てる〕
 - ③ 預金や借入金計上されているにもかかわらず、受取利息や支払利息が計上されていない。
 - ④ 貸倒引当金を負債の部に計上するミス→〔建設業法では、流動資産または投資等から控除することになっている。〕
 - ⑤ 割引手形や裏書譲渡手形を負債の部に計上するミス→〔注記として記載する〕
 - ⑥ 完成工事原価報告書の記載ミス、特に労務費と経費の中の人件費の区分ミス。

⑦ 損益計算書で、兼業事業売上高が計上されているにもかかわらず、兼業事業売上原価が計上されていない。

⑧ 個人事業者で、兼業売上が総売上高の10分の1を超えているにもかかわらず、兼業売上高及び兼業原価を記載していない。

⑨ 法人税や住民税を計上していないものや、納税引当金が利益処分の中で処理されている。

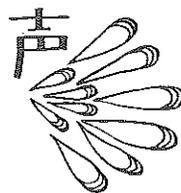
2. 行政庁とセンターの申請内容の照合について

以下の3項目について照合を行ない、正当な理由なく合致しない場合は、修正していただくことになる。

- ① 完成工事高
- ② 自己資本額
- ③ 職員数

各研修科目について、貸出し用として事務局に録音テープを用意してあります。

ご希望の方はお申出下さい。



全国監察担当者協議会に出席して

理事(監察部担当) 中尾道信

去る8月22・23日の両日にわたり、日本行政書士会連合会地下講堂において開催された全国監察担当者協議会に出席させて頂きました。

全国46都道府県行政書士会から65名の監察担当が出席、連合会の佐藤会長ほか役員並びに岩城顧問弁護士等15名が出席され、総勢80名が一堂に会し、盛会裡に開催されました。

議事にさきだち、佐藤会長から行政書士は他士業と異なり、業務の幅が広い、職域の拡大・確保をはかるためのPRの重要性と「にせ行政書士の排除」に徹底した取組みの必要があること。特に近年は、大変厳しい時代を迎えており、組織と組織・会と会の戦いの様相を呈して来ており、力のないところは負ける。我が会も力をつけ進んで行くのだと言うあいさつがありました。

続いて「許認可手続き無料相談・にせ行

政書士排除月間」の広報の成果と反省、さらに、本年度の月間を成功させるために、具体的な活動方針等について熱心な協議が行なわれ、連合会から提案された平成元年度の月間の実施基本要綱の審議を行ない、原案どおり承認されました。

なお、この協議会で都道府県議会に対する「非行政書士排除に関する請願」の実施状況並びに問題点等について発表その説明が行なわれたが、全国46都道府県中19府県が実施、14府県が検討中、14道県が未実施と言うことであったが、大阪会の報告によると結果としては速効的な成果はないこと、また、議会内部の勢力分野の問題がからみ請願実現までの労苦は相当なものであったようであり、改めて考えさせられた面があったように思います。

なお、協議会での具体的な内容については、日行連の会報第202号で周知されるので省略させて頂きました。

職域の侵害を排し、 士業の発展を

四士業会、懇談会

— 総務部 —

今年で3回目になる、税理士会、司法書士会、社労士会、行政書士会の4士業会の懇談会がそれぞれの士業の代表が集まり、10月20日、札幌第一ホテルで行なわれた。



◆「行政書士・頼んで安心・実務家へ」

○自己紹介及び挨拶

昨年の会議以降、それぞれの士業の役員変更等もあったので改めて自己紹介を行ない、主催士業を代表して社労士の信太副会長から、士業相互の連携と親睦を図り、士業以外からの職域の侵害を排除し、士業の発展に寄与したい。という挨拶に続き、懇談に入ったが大方の方々が顔馴染、知り合いということもあって、終始なごやかに且つ盛会裡のうちに交流を深め、次回の主催を司法書士会と決めると共に、それぞれの士業の連絡、調整、担当者を決め散会した。

◎各士業からの発言の要旨

① 税理士会

商工事務センターの問題については誇大広告を含め対応した結果、未配布の広告の処分と共に“事後かかる行為をしない”。という確約を得た。なお本件については税務署にも十分申し入れをしている。

② 司法書士会

ア、昨年の非司法書士違反事案については、行政書士側の速やかな対応、処置に謝意があった。

イ、本年も10月17～18日、非司法書士違反関連の調査を実施したが、まとも次第必要な各士業に協力をお願いしたい。

③ 行政書士会

ア、昨年、非司法書士行為を行なった元重会員に対する会としての対応、処置について説明。

イ、変更登録の過程で、併有資格者が行政書士の事務所のみを他地区に変更、実質的に名義貸し、雇用の疑い

を持たれる事例を説明。

各士業間から、それはおかしいと異口同音の意見が出された。

◎各士業間の連絡、調整担当者

北海道税理士会

業務対策部員 池戸 俊幸

札幌司法書士会

総務第2部長 吉田 民樹

北海道行政書士会

総務部長 阿部 力男

北海道社会保険労務士会

総務部長 南部琥四郎

◎4 士業団体出席者

北海道行政書士会

副 会 長	後平 邦彰
副 会 長	五十嵐一寿
総 務 部 長	阿部 力男

北海道社会保険労務士会

副 会 長	信太政治郎
副 会 長	及川 耕一
総 務 部 長	南部琥四郎
事 務 局 長	紅粉 清

北海道税理士会

事業対策部副部長	嵯峨 俊雄
業務対策部委員	日諸 孝幸

札幌司法書士会

副 会 長	堂前 元良
札幌支部長	半田 公夫
札幌副支部長	菊地 勝也

◆よし！この書類も行政書士に任せよう！

『秋田会会長一行が来道』

総務部長 阿部力男

かねてより北海道会との交流を熱望されていた秋田会の小池新悦会長一行（女性1名を含む）が、晩秋の北海道を訪れた。

10月18日、早朝秋田駅を発ち青森で航空便に乗り替え、千才を経由し午後3時宿舎である札幌「大通公園ホテル」に到着した。

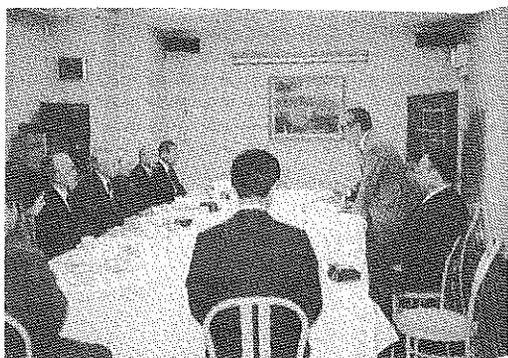
休む間もなく直ちに北海道会との交流が行われた（出席者は下記のとおり）。

交流会は、出席者の自己紹介で始った。つづいて、本会を代表して日向寺会長の歓迎の挨拶、秋田会を代表して小池会長の来道の挨拶と進み、両会の資料と意見の交換を行った。主な内容は次のとおりである。

- ① 東北、北海道との業務研修会を含めての交流について
- ② 組織のなかにおける地協の役割と東北、北海道の合併について
- ③ 労働保険事務組合、建設業申請、車庫証明登録について
- ④ 法制定40周年記念行事について
会食の時間が過ぎても懇談は尽きず、なごやかなうちに実に意義ある交流会を終えることができた。

特に北海道として大いに参考にしなくてはならないと思ったことは、一

- ① 他士業との連携において、弁護士会、土地家屋調査士会とも交流を図っていること。



② 自販連との協議・調整は、年4回実施しており、車庫証明の受注率は約84%に達していること。

③ 役員のなかに4名の女性を起用し、融和、団結につとめていること。等であった。

一行は、翌19日、12時札幌を出発、函館（青函トンネル）経由、帰途に着かれたが、北海道の大自然にも触れず、市内の探索もされず、唯々、吾が会との交流のため、遠路わざわざ来られた、豪放、闊達な会長、そしてそれを支える温厚、篤志な秋田会の方々には、満腔の敬意を表すると共に益々のご活躍、ご交誼を念じる次第である。

○出席者

＜秋田会＞

会	長	小池新悦
副	会	長 柴田長治郎
広	報	部 長 蓮池幸男

経理部長 阿部 武市
総務部副部長 中津川 俊雄
業務研修部 古屋 鷹
〈北海道会〉
会 長 日向寺 正幸
副 会 長 後 平 邦彰

副 会 長 五十嵐 一寿
総 務 部 長 阿 部 力 男
業務研修部長 中 川 宏 熙
監 事 豊 田 春 男
札幌支部長 佐 藤 良 雄
(オブザーバー)

三支部研修会を訪ねて

会報編集委員 滝 沢 俊 行

10月28・29日の両日、紅葉鮮やかな洞爺湖畔において、室蘭、苫小牧及び日高の三支部合同主催による業務研修会が実施された。28日朝、私はこの研修会の模様取材するため、札幌から自家用車を飛ばし一路会場へと向かった。受付開始時刻の少し前に到着したが、すでに会場の「北海ホテル」には熱心な支部会員が開会を待ちかねるようにホールに多数参集しており、いやが上にも盛り上がりを感じさせる。受付や会場の係りに当たった支部役員の先生方の手際の良さも手伝い定刻通り研修会が開催された。はじめに主催者を代表して室蘭支部長村上清先生が開会を宣し、本研修会の意義を明らかにするとともに、出席者に対して、研修会に臨む真摯な姿勢を要望した。

会場昂揚の午後後1時40分は講義が始まった。研修の第1番目は、本会副会長後平邦彰先生が「行政書士の心構えと現状展望」と題し約1時間余りの講義を行った。

副会長は行政書士法を、日常の業務活動



の視点から具体的に解説し、持論を展開した。特に会費滞納、不当誘致あるいは守秘義務といった規律の問題については、これを解決しようとするわれわれ自身の不断の努力をもって、行政書士の在り方を捉らえかえし、その存在意義を明らかにしようという理論構成である。しかし、懸案である「代理権獲得問題」に話が及んでは、これまでの日行連の「公式見解」を述べるにとどめた。これまでの経過、周囲の状況を踏まえての発言であり当然のことと考えるが、自動車業界に妥協した（登録手続一般、認

◆「頼もう行政書士・気をつけようにせ行政書士」

証手続一般を代理権から除外する)法改正内容に反対の立場をとる人々は、より積極的な発言を期待していたようである。

続いて、本会業務研修部長の中川宏熙先生が登壇した。先生はこれまで精力を傾けられてきた専門的業務取扱者の交流の事業についての講義を行った。中川業務研修部長は専門化の傾向をたどる行政書士の業務範囲の拡大と連携の強化が必要であることを強調し、さらにこれを本会の事業として、目的意識を明確にし、組織的かつ系統的な運動を創設しよう、と訴えた。そして研修会参加者全員による「フリートーク」へと移行し、数名の参加者からこの問題についての質問が提起され、中川講師は、これに答える形でこれまでの「専門的業務取扱者名簿」作成を巡る経過説明と、各地区の世話人への協力要請をおこなった。私見で大変恐縮だが、誠に残念なことに一昨年来の過程の中で中川先生の真意とするところが会員一般に伝わらなかったのか、この「名簿」については様々な疑問やまた反対意見が出されてきた。しかし私はこれらの批判が、前提としてある問題を語らずしてその結果(あるいは経過)のみを批判している傾向にあるのではないかと考える。決してこれは公正な批判とは言えず、われわれの将来に何等の希望を与えるものではない。事実として「名簿」作成の営為(形式的には本会会則第3条及び第4条に規定されている目的、事業に基づき実施)があり、その意図は会員の資質の向上を図ることを目的としている。「名簿」はあくまでもその道具にすぎない。問題はこの「名簿」を契機(たたき台)としてわれわれ自身がいか

に論議をし、ひとりひとりの行政書士が真



の法令実務家として成長するか否かとして提起されている。「名簿」をどのような項目に区分けし、登載者や講師をだれにするかといった問題はあくまでも副次的な問題である。また、当然に理事役員のみのものでない。さらに遠い彼方の問題でもない。ひとりひとりの行政書士が日常の業務活動とあなじレベルで考えなければならない問題であろう。

中川講師の熱弁覚めやらぬ中、今次研修会の最後であり、かつ圧巻である「風俗営業適正化法に基づく業務」について講義がはじまった。講師を務める室蘭支部の柴田政夫先生の登場により会場は一段と熱気が高まる。長年専門行政書士として様々な専門業務をこなされてきた先生の講義を一言一句も漏らさず聴こうとする意気込みである。特に今回講義する風俗営業については北海道行政書士会にあっては第一人者である柴田先生の講義とあって、参加者は固唾をのんで先生の講義に耳を傾けた。柴田先生の講義で特筆すべきことは、「風営法」を一面的に捉えるのではなく、「消防法」「入管法」「食品衛生法」「著作権法」といった法律をからめ多角的、複層的に解説することにより、業務の深化をより一層図ろうと試みたことである。このことは参加

者にとって直接的には業務の範囲が広がるということと同時に、報酬も大幅に増加することを示唆していただいたことになる。先生の専門的でありユーモア溢れる語り口は、時が立つのを忘れさせ、瞬く間に持時間が終了してしまっただ。

研修会の終わりに際して、苫小牧支部長酒井正蔵先生の総括提起をうけ、無事研修会は終了した。研修会の後は休憩を挟んで懇親会が開かれ、和気あいあいの雰囲気の中、夜が更けていった。

私は今回初めて他支部開催の業務研修会

に接する機会を得た。多くの未知の仲間と交歓できた感激と、参加した三支部会員諸氏の勉強心と業務の熱心さに心を打たれた。日胆三支部の地でこのような仲間が行政書士を業とし生活していることに、心を強くするとともに、支部の老若問わず一体となった運営は会の健全性をあますところなく示した。このような支部があるかぎり、われわれはあらゆる困難をも乗り越えることが出来るであろうと確信する。わが北海道行政書士会の未来は明るい。私はそう感じながら、心地よい気持ちで会場を後にした。

— お 願 い —

会員名簿作成に伴う調査について

総 務 部

年内を目途に、3年振りで会員名簿を作成配布することになり、平成元年9月14日付で下記事項について9月30日まで提出するようお願いしましたが、未だに提出していない会員がおりますので、印刷発注が遅れ、大きな支障を及ぼしています。

つきましては、未提出会員はお手数でも12月初旬まで提出して下さい。

なお、期限まで本会に必着しない会員については、照会事項は空欄で掲載になりますので申し添えます。

記

1. 氏名欄の下に生年月日を（ ）書きで掲載することにしておりますので、「生年月日」。
2. 電話番号の次にFAX番号を掲載することにしておりますので、「FAX番号」。
(電話番号とFAX番号と同じの場合は、その旨注記して下さい。)
3. 事務所を変更されても手続きのされていない方は、現在登録されている事務所が掲載されますので、変更のある方は、必ず変更登録の申請をして下さい。
また、法人事務所と競合し、疑惑のもたれる事務所所在地の記載についても同様です。
4. 主たる取扱業務については、新たに送付した取扱業務表により、現在取り扱っている業務及び取り扱いが出来る業務等を10項目以内を選び、当該業務に付されている番号を記載すること。

◆書類の悩み行政書士なら安心です。

全道監察担当者会議の開催

会報編集委員 安藤 寿建

○開催日時 平成元年11月1日(水)
13:00~17:00

○開催場所 札幌市中央区南4条8丁目
雪印健保会館 大会議室

○出席者
平成元年度全道支部監察
担当者協議会出席者

○議 題

1. 事業計画に基づく事業の推進状況
2. 「行政書士110番」の開設
3. 平成元年度全国監察担当者協議会出席結果報告
4. 平成元年度にせ行政書士排除、許認可手続相談広報月間の実施状況

○会 議

会長(五十嵐副会長代理)あいさつに続いて自己紹介を行い議事に入った。監察部長から議題に基づき監察部事業の推進状況の報告がありました。

まず本会関係として(1)月間の設定とキャンペーン活動の展開(2)全道監察担当者協議会の開催(3)官公署、他士業並びに諸団体対策(4)調査活動の強化(5)違反事案の処理等を報告した。

その後、「行政書士110番」の開設と実施結果を報告した。

本会関係の活動に於いては、「にせ行政書士排除、許認可手続相談広報月間」として8月から9月までの間において実施し、各支部の地域内の市役所、町村役場、保健所及び商工会等を分担して訪問し、行政書士制度の理解を深めるとともに非行政書士行為の発生防止について要請活動を展開した事を報告しました。

その後、支部における監察活動の実施状況、違反事例の発見と対応の状況を各支部監察担当者から報告され、活発な討

支部名	役 職 名	氏 名
札幌	支部理事長	早坂 剋弘
	監察部理事	倉 盛
函館	"	小野 清美智
	(監察部長)	加藤 博
小樽	副支部長	小林 忠
	支部監察委員	豊島 昭二郎
旭川	支部理事	舟田 英敏
	(監察部長)	
留萌	支部理事	佐々木 武
	(綱紀監察担当)	
宗谷	支部監事	熊谷 陽一
	副支部長	須藤 正美
室蘭	支部長	村上 清
	副支部長	本田 正治
苫小牧	支部理事	伊東 幸頼
	支部監察員	板垣 金年
十勝	支部監察員	木村 豊
	副支部長	富 樫 民雄
本会	副会長	五十嵐 一寿
	監察部長	佐々木 英寿
	理 事	大 沢 清
	"	中 尾 道信
	"	高 橋 富士雄
	総務部長	阿部 力男
	企画部担当理事	安 藤 寿建
	業務研修部長	中 川 宏
	車庫証明対策特別委員会委員長	(兼) 五十嵐 一寿

＝ 支 部 の う ご き ＝

支 部 研 修 会 開 催 状 況

注：（ ）は通知人員

支部	月 日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
札幌	9 / 13	札幌教育文化会館 3 F	自賠責法第3条の運行供用者責任を中心とした交通事故に関する法律知識及び自賠責保険請求の実務	札幌支部 理事 細貝 淳	(573) 32	一般
〃	10 / 20	札幌土地家屋調査士会 会議室	各種契約書作成の実務	業務部長 米田 俱実 支部理事 坂垣 俊夫	(573) 50	〃
函館	9 / 27	五島軒駅前店	建設業(法人) 決算報告	本会理事 原 隆俊	(149) 23	〃
小樽	9 / 11	倶知安町あら政	建設業経営審査事項	後志支庁建設指導課 土木係 芦田 主任	(70) 24	〃
〃	10 / 10	ロアール会議室	行政書士の職域拡大	副支部長 橋本 榮	(70) 17	〃
空知	10 / 27	滝川市ホテルスエヒロ	宗教法人	本会理事 安藤 寿建	(110) 20	〃
宗谷	9 / 5	稚内市 労働基準監督署会議室	1. 労務管理 2. 就業規則の作成	稚内労働基準監督署 第1課長 吉村 直起	(12) 6	〃
〃	10 / 20	稚内 公共職業安定所会議室	改正雇用保険法等	稚内公共職業安定所 雇用保険係長 岩城 秀之	(11) 6	〃
網走	7 / 21	紋別市民会館	1. 自動車登録申請手続 2. 車庫証明の取付状況	支部理事 杉山 定憲	(26) 12	〃
〃	8 / 31	レストラン アモール会議室	1. 行政書士業務の今後の 展望 2. 業務開拓への挑戦	網走地区委員長 池田 高明 副支部長 川上 恭広	(33) 9	〃
〃	9 / 25	網走セントラルホテル	電気工事士2法の改正	網走支庁商工労働課 保安係主事 大崎 章一	(115) 20	〃
十勝	9 / 8	十勝教育会館	建設業経営審査事項	十勝支庁建設指導課 土木係長 中村英明 外2名	(133) 24	〃
釧路	9 / 16	福祉会館	1. 自動車損害賠償保障法 2. 交通事故賠償請求実務	大東京火災海上保険 釧路支社長 松下佐千夫 〃 SO所長 高橋 誠	(58) 12	〃

＝ 函 館 支 部 事 務 所 が 変 更 に な り ま す ＝

新事務所での業務は12月1日から開始します。

◎新事務所 函 館 市 田 家 町 5 番 3 6 号

電 話 0 1 3 8 (4 0) 2 2 6 8

F A X 0 1 3 8 (4 2) 6 2 5 6 (安 保 事 務 所 気 付)

◆身近な届出申請は 心のかよう行政書士へ

＝ 本 会 の 主 要 行 事 ＝

月 日	工 事 名	時 間	開 催 場 所
9 / 4	会員名簿作成方法打合せ	15 : 00 ~ 17 : 00	本会会議室
10 / 2 ~10 / 7	「行政書士 110 番」	10 : 00 ~ 16 : 00 (土曜)10 : 00 ~ 12 : 00	"
10 / 17 ~10 / 18	平成元年度中間監査	9 : 30 ~ 17 : 00	"
10 / 18	秋田県行政書士会一行本会来訪	16 : 00 ~ 17 : 30	大通公園ホテル
10 / 20	四士業 (司法・税理 社労・行政) 交流会	17 : 30 ~ 19 : 30	第一ホテル
10 / 24	第 4 回常任理事会	13 : 00 ~ 17 : 00	本会会議室
10 / 25・26	第 3 回理事会	13 : 00 ~ 17 : 00 8 : 30 ~ 11 : 00	定山溪パークホテル
10 / 31	登録調査委員会	16 : 00 ~ 17 : 30	本会会議室
11 / 1	全道支部監察担当者協議会事前打合せ	10 : 00 ~ 12 : 00	雪印健保会館
" / 1	全道支部監察担当者協議会	13 : 00 ~ 17 : 00	"

ご せ い 去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支 部 名	会員番号	氏 名	死亡年月日
札 幌 (札幌市以外)	683	高橋 利夫	元. 7. 22
網 走	1,711	高田 勇	元. 7. 30
函 館	1,027	中村 昭治	元. 8. 17
留 萌	2,360	島貫 春吉	元. 9. 12
宗 谷	390	坂巻 次郎	元. 9. 27
室 蘭	1,979	金田 豊治	元. 9. 30
札 幌 (白石区)	3,046	関口 典幸	元. 10. 11
苫 小 牧	1,260	今川 忠雄	元. 10. 31

編 集 後 記

11月末になりますと、あと1カ月で平成元年は終ろうとしております。

今年は、会報担当責任者との大役を命ぜられ、編集締切があつという間にきてしまい、時間に追われる繰り返しでありました。

忙がしいとは心がほろびるといいますが、何とか心によゆうをもちたいものと思っております。

会報は北海道行政書士会の行事や資料を的確に伝達する必要があり、より新時代にマッチした会報を目標にどのような構成であったら良いか、行政書士の実態、方向性を模索しながら、それらの事をストレートに編集していきたいと思ひます。又会報としてふさわしい提言や原稿がありましたら、どんどんお寄せ下さい。

(安藤 寿建)

◆ 「一人で悩まず 行政書士に相談を……」

—会費の納入についてお願い—

— 経 理 部 —

平成元年第3期分（10月～12月）の会費納入期日が過ぎております。未納の方は至急納入されますようお願い致します。

ついては、大口滞納者（会員5名、退会者5名 計10名）に対して、平成元年9月22日それぞれ管轄簡易裁判所に支払命令申立書を提出したところ、退会者1名からは全額納入され、その他については更に10月24日各簡易裁判所に仮執行宣言申立書を提出しました。

なお、会費は会の存立を支える重要な資金でありますので、今後とも滞納整理の促進に努めますから、会員皆様のご協力をお願い致します。

日政連北海道支部だより

《日政連北海道支部からお願い》

会 費 納 入 に つ い て

行政書士の皆さん全員に是非政連会費の納入をお願い致します。

なお、いろいろな事情で政連に加入できないという方は、会費相当額を寄付金としてご送金くださるようお願い申し上げます。

平成元年度会費 3,000円

日本行政書士政治連盟北海道支部

振替口座 / 小樽4-24241

'89. 11 第175号 平成元年11月25日発行

発行人 日向寺 正 幸
編集人 坂 下 尊
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモビル3階
TEL 代表(011) 221-1221
郵便番号 060
北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
取引銀行 北海道銀行本店(当 19116)
北 洋 銀 行 本 店(普0742651)
札幌銀行本店(普 389444)
振替口座 小 樽 3-8224番